

全ての当事者の合意なくビデオ会議による口頭手続の実施 に関する質問付託 G1/21

質問付託 G1/21 に関する決定において、欧州特許庁（EPO）の拡大審判部は、上訴手続の当事者がビデオ会議による上訴口頭手続の実施に同意していない場合でも、EPO は緊急事態の期間中にビデオ会議の形式で口頭手続を実施する権利を有するとの決定を下しました。

2021 年 7 月 16 日付でリリースされた[質問付託 G1/21 に関する決定](#)において、欧州特許庁（European Patent Office, “EPO”）の最高司法機関である拡大審判部（Enlarged Board of Appeal, “EBA”）は、「当事者が EPO の敷地内で対面での口頭手続に出席できないような緊急事態の期間中」は、少なくとも 1 の当事者がビデオ会議の形式による口頭手続の実施に同意していない場合でも、審判部においてビデオ会議の形式での口頭手続の実施は、欧州特許条約（European Patent Convention, “EPC”）と整合的であるとの決定を下しました。結果として、現在のパンデミック期間中、又は今後、当事者が自由に移動することができない如何なる他の緊急事態の期間中に、上訴手続の当事者がビデオ会議の形式での口頭手続の実施に同意していない場合でも、EPO は、EPC の規定に違反しないため、ビデオ会議による口頭手続を実施する権利を有します。

興味深いことに、EBA は、これらの例外的な状況以外でビデオ会議による口頭手続、そして、これらの状況に関係なく、審査部及び異議部における口頭手続などの第一審における口頭手続に関しては特に立場を取らないことに決めました。この点について、EBA に付託したより広めの質問（手続の種類を問わず、ビデオ会議による口頭手続と法律との整合性に関する質問）に関連して提出された 47 のアミカス・キュリエ（*amicus curiae*, 当事者ではない第三者である法定助言人）の

意見書のうちのいくつかによれば、ビデオ会議による口頭手続は審理において議論されるありとあらゆる事案に適しないかもしれないことが指摘されています。しかしながら、EBA が下した決定の理由（まだ未公開）は少なくとも、審査部、異議部、受理課及び法律部におけるビデオ会議による口頭手続の実施について間接的影響があるとすれば、これらの影響及び及ぼす範囲は、正当に考慮されなければなりません。決定理由 G1/21 の書面が公開次第、更なる最新関連情報をお届けします。